

川崎市教育委員会訓令第4号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会情報セキュリティ基本方針に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市教育委員会情報セキュリティ基本方針に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき、川崎市教育委員会（以下「本委員会」という。）が保有する情報資産（川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成24年川崎市教育委員会訓令第2号）が適用されるものを除く。以下同じ。）をさまざまな脅威から保護するため、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 本委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (3) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報資産 情報及び情報システム並びにこれらに関連する施設、設備等をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (6) 機密性 アクセスすることを認められた者に限り、アクセスできる状態をいう。
- (7) 完全性 破壊、改ざん、消去等をされていない状態をいう。

(8) 可用性 アクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、アクセスできる状態をいう。

(9) アクセス 情報資産に接触するあらゆる行為をいう。

(対象とする脅威)

第3条 本委員会は、情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 この訓令は、本委員会が保有する情報資産を利用する全ての職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用する。

(職員の遵守義務)

第5条 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たってこの訓令を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ責任者等の設置)

第6条 この訓令の目的を達成するため、情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

(1) 情報セキュリティ責任者 教育次長

(2) 統括情報セキュリティ管理者 教育委員会事務局総務部庶務課長

(情報セキュリティ責任者の責務)

第7条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施する。

(統括情報セキュリティ管理者の責務)

第8条 統括情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ責任者を補佐し、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第9条 脅威から本委員会の情報資産を保護するための情報セキュリティ対策は、次のとおりとする。

(1) 情報セキュリティに関し、職員に十分な研修及び啓発を行う等の人的な対策

(2) 情報システムを管理する施設への不正な立入りによる危害、妨害等から情報資産を保護することを目的とした入退室の管理等の物理的な対策

(3) 不正なアクセス等から情報資産を保護することを目的としたアクセスの制御、ネットワークの管理、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策

2 前項の情報セキュリティ対策は、情報資産を機密性、完全性及び可用性の内容に応じて分類し、当該分類に基づいて実施するものとする。

3 第1項に掲げるもののほか、情報システムの監視の実施、情報セキュリティ対策の実施状況の確認及び情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための緊急時対応計画の策定を行うものとする。

(情報セキュリティに関する自己点検及び監査の実施)

第10条 統括情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、情報セキュリティに関する自己点検を実施するものとする。

2 統括情報セキュリティ管理者は、必要に応じて、情報セキュリティに関する監査を実施することができる。

(本訓令の見直し)

第11条 本委員会は、この訓令について、前条に規定する自己点検及び監査の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、必要があると認める場合は、その見直しを行うものとする。

(情報セキュリティ対策基準)

第12条 前3条の規定に基づく情報セキュリティ対策等を実施するための遵守すべき事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号）第5条に規定する情報統括監理者が定めるところによる。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、情報セキュリティ責任者が定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。